東京都文京区青少年問題協議会

「青少年の社会参加検討部会」

「青少年の居場所検討部会」

報告書

目 次

																											頁
はじ	めに	(最	終報	告	こあ	た	つ	τ) •		•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		1
「青少	年の	社会	参加	検	討部	会		報	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	「青	少年(の社	会	参加] ,	を	取	IJ	上	げ	る	部	会	ع	し	て	の	問	題:	意	識	•	•	•	•	2
2	子ど:	もを	持つ	保記	護者	fit	تع	う	考	え	て	١J	る	か	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	青少:	年問	題協	議	会の	構	成	വ	体	に	求	め	5	れ	る	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
4	既存	の組織	織に	は	求め	6	れ	な	L١	も	の	(N	Р	0	の	必	要	性)•	•	•	•	•		1	0
「青少	年の	居場	听検	討語	邹会	, T	報	告		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
1	青少:	年の	居場	所	問題	に	取	IJ	組	む	必	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
2	今、-	子ど:	もた	51	は何	を	望	Ь	で	١J	る	の	か	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
3	新た	な居	場所	の ĵ	創設	ι.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
4	既存	施設(の活	用		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
5	心の	居場	听が	'持'	てる	ょ	う	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
おわ	りに	• •		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	4
【参考資	–		<u>. </u>	· — .							_	/ 1															_
	東京		_				_				-			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	_
	東京			.青.	少年	-	題	協	議	会	安	緔	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
	部会!			•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	_
		少年																									
	「青	少年(の居	場局	听検	討	部	会	J	検	討	経	過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
【別冊資料1】 保護者の「青少年の社会参加」に対する意向調査																											

【別冊資料2】

「青少年の居場所検討部会」中学生の居場所アンケート

はじめに(最終報告にあたって)

平成12年ゴールデンウィークに起きたバスジャック事件に端を発した少年 犯罪の頻発に対し、文京区青少年対策本部は、次の三つの緊急対策を決定した。

- 1 青少年問題協議会の積極的な活用
- 2 公開シンポジウムの開催
- 3 青少年関係の相談窓口の一覧表作成と相談内容の改善

これを受けて、7月10日に開かれた文京区青少年問題協議会において、下部組織である幹事会の任務の明確化や、幹事の構成に地域団体代表を加えること、及び青少年施策や事業の実施に関して問題点を検討するための部会の設置を内容とする、東京都文京区青少年問題協議会要綱の改正が承認された。

要綱改正に基づき、新たな構成員の推薦等を受け、10月31日に青少年問題協議会幹事会が開催され、「青少年の社会参加検討部会」及び「青少年の居場所検討部会」が設置されることとなった。

平成12年12月以降、両部会ともおおよそ月1回のペースで開催され、平成13年7月の中間報告を経て、最終報告をまとめるに至った。(検討状況については別紙のとおり)

この間、多くの方々にご協力をいただいた。特に、「青少年の居場所検討部会」の中学校プランナー募集、中学生の居場所アンケート及び「青少年の社会参加検討部会」の保護者意向調査においては、学校関係者、PTAの方々、参加していただいた中学生、保護者の皆様に深く感謝を申し上げるとともに、文京区内の貴重なデータが集められたのではないかと思われる。

また、保護者アンケートの自由意見欄には、平成14年度から始まる学校週5日制(完全週休2日制)を意識したものも多く見受けられた。学校週5日制は、子どもたちがゆとりある教育を受けるために始まるものとはいえ、家庭だけで子どもたちに生きる力、考える力をつけることを担うのは難しい状況にある。学校週5日制を目前にした今こそ、青少年の居場所の必要性や社会参加の重要性が増すと考えられる。

以下、1年以上に及ぶ「青少年の社会参加検討部会」と「青少年の居場所検討部会」の検討結果を報告する。なお、部会は青少年関係団体、学校関係者、行政側の委員から構成されているが、文京区の実情をふまえつつ、区民の立場から検討を進め、自由な提言をさせてもらった。

「青少年の社会参加検討部会」報告

1 「青少年の社会参加」を取り上げる部会としての問題意識

(1)社会参加の定義

「青少年の社会参加」というと、すぐに「ボランティア」「奉仕活動」と結び つけがちであるが、当部会では、学校や家庭で得にくい体験を社会体験として、 幅広く解釈して議論した。たとえば、高校生の「アルバイト」も金銭を得るこ とが目的であっても、実社会を体験するという観点から「社会参加」と考える。 また、小学校低学年では保護者の判断によって行事に参加するが、これも「青 少年の社会参加」として考えた。

(2)青少年が社会参加することの意義

青少年にとっては、学校生活で結びつく同学年とのつながりだけでなく、年 長者や自分よりさらに年齢の低い者と一緒にコミュニケーションするなど、 「縦のつながり」を得ることが「社会に参加」するひとつの意義となる。小学 生には中学生が、中学生には高校生が、高校生には大学生があこがれの存在と して、世代がつながる「社会参加」を目指すべきである。

また、「行事に参加しようとしない青少年を、いかに参加させるか」は永遠のテーマである。もともと自発的に社会に参加している青少年には問題がないケースが多い。「参加させる」ということは「強制」につながるのでは、という意見もあるが、その目的は、実際の生活範囲が狭い青少年に、他人とのコミュニケーションを通じ、世界を広げるきっかけを作ることである。行事に参加してみればおもしろさがわかるのだが、きっかけがないと参加しないという青少年は多い。最初のきっかけが友達からの誘いやおとなからの薦めでも、「意外によかった」と思うような事業ならば、次回からは自発的に参加してもらえることもあるだろう。もちろん、青少年だけが社会参加すればいいというわけではない。おとなと青少年とが共に「社会」の一員であることを実感できる「社会参加」が望まれる。

さらに、「青少年が社会参加する」ということを考えると、企画に携わる等、 事業の一部に青少年をとりこむことを考えることは欠かせない。現状に甘んず ることなく、一層の既存事業の充実を目指していくべきであろう。その成果を 得るには、相当の時間を要すると思えるが、はじめは参加しなかった青少年も 「社会」の一員として関わってくることを期待する。

(3)社会参加をめぐる問題意識と検討方針

最終的に、青少年にとって必要な「社会参加」は、「社会」の構成員としての 自覚と、「社会」とどう関わっていくのか(『青少年と社会との結びつき』)とい うことになるだろう。しかし、今「青少年の社会参加」が問題になっているの は、青少年が身近にある「社会」との関わりが少なくなっているという現実があるからである。「社会」という場が青少年にとって「参加」しにくいものだからなのか。あるいは、「社会参加」することを拒否している青少年が問題なのか。

実際に区内では、この青少年問題協議会の構成団体はじめ、さまざまな団体が青少年に係わる事業を数多く行っている。しかし、文京区でも「青少年の社会参加」が問題になっているということは、これだけやっているにもかかわらず浸透していない、あるいは効果が薄いということではないか。事業展開に苦しんでいる団体や事業のマンネリ化、同時期に同じような事業を行ってしまうケースも見られる。

当部会は、青少年に対する個別の事業を議論するのではなく、さまざまな問題点を検討し、「青少年の社会参加」を地域全体でカバーしていくための方法を模索することが役割であると考える。文京区にとって、現実的かつ具体的な「青少年の社会参加」にむけて進めていくこととする。

2 子どもを持つ保護者はどう考えているか

【別冊資料1】 保護者の「青少年の社会参加」に対する意向調査

(1)アンケート実施へのいきさつ

年齢幅の広い「青少年」という言葉に対し、考えうる「社会参加」も異なることは当然である。対象年齢が中・高校生の場合と、幼児や小学校低学年児童の場合とでは、望まれる「社会参加」もアプローチ(広報)手段も異なるであるう。例えば、自己判断能力を持つ前段階の幼児や、小学校低学年程度の子どもは、保護者の意思で一緒に「社会参加」する。また、小学校高学年であっても、保護者の承諾を得ないと行事に参加できないのは、一般の家庭では当然のことだろう。そこで、保護者の率直な「青少年の社会参加」に関する意見を求めることとした。

(2)アンケートの意義

保護者は子どもの成長を願い、子どものためになるような行事であれば、参加させたいと思うであろう。また、保護者は子どもの興味を一番把握しやすく、子どもが小さい時期はその同意がなければ参加できないことが多い。そこで、保護者が日頃、子どもの社会参加について考えていることの把握が必要と考え、文京区立小・中学校の家庭を対象にアンケートを行い、網羅的に現状を把握することは意義あることと考えた。

特に、既存行事の内容がどのように評価されているかは、興味ある点である。 その結果は、行事の整理やマンネリ化を防ぐきっかけとなり得る。さらに、既 存行事の実態について副次的に広報できることも意義の一つと考えた。

(3)アンケートの実施概要

対象は、区立小学校20校と区立中学校11校に子どもを通わせている保護者とする。あくまで1家庭の意見は1つという立場から、兄弟姉妹が複数人同じ学校に通っている場合は、1枚だけ提出していただくこととした。手段として、各学校に配布と回収を、また各学校PTAに集計をご協力いただいた。

(アンケートの日程)

平成13年5月8日

児童・生徒へアンケート用紙を配布

5月21日~31日 各学校PTAごとにアンケート集計

~ 8月中

事務局にて自由意見欄まとめ

(4)アンケートの特色

今回のアンケートでは、小学校で3743枚の回答、中学校で1122枚の回答が寄せられた。家庭数(小学校:約5000世帯・中学校:約2740世帯)からみても、かなりの回答率であり、自由記入欄にも多くの意見が記入されている。これは、「青少年の社会参加」に寄せる保護者の意識の高さとその必要性の現れであろう。アンケートの内容は、多岐に渡っている。保護者のニーズの多様性が指摘できる部分であり、間口の広いさまざまな取り組みが必要である。

(5)アンケート結果の分析(傾向と対応策)

統計部分について

子どもの学年

区や地域が主催する行事・催しへの参加経験

小・中学校ともに2/3以上が『ある』と回答

子どもを参加させてみたい行事(5つまで)

小学校 1位 工作教室 中学校 1位 パソコン教室

2位 パソコン教室 2位 ボランティア

3位 キャンプ 3位 スキー

4 位 観劇 4 位 観劇

5位 スキー 5位 マラソン大会

パソコン教室、観劇、スキーが、小・中学校ともに上位を占めた。ボランティアは、小学生の保護者よりも中学生の保護者の方が強く子どもを参加させたいようだ。小学校1位の工作教室は、中学校に入ると希望が激減する。

情報入手手段

小・中学校ともに、学校から配布されるチラシが半数近くを占め、効果が伺 える結果となった。第2位は、区報を含む広報誌で、全体の1/3を占める。

参加しない理由

小学校では、「催し自体を知らない」「設定日時が無理」という意見が半数を 占めた。中学校では、「他のことがしたい」という意見が全体の1/3を占め、 次に「設定日時が無理」という意見がくる。中学生のスケジュールの忙しさを 伺わせる結果となった。

自由意見(子どもたちが多様な社会体験をするために)について

【居場所の充実】

回答から見られる傾向

- ・イベントよりも、子どもたちが自由に遊べる場所を希望する声が多い。
- ・ 場所のほかに、指導員・プレイリーダーなどのボランティアが必要である。

今後の対応策

- ・ 責任ある団体の管理の上で、空き地等の期間限定利用をはかる。
- ・ 他区や民間企業との連携を図る。
- ・ 地域活動センターを、子どもたちが利用できるように、責任ある団体 で運営していく。

【子どもの意見を!】

回答から見られる傾向

・ 子どもが企画をたて、主体的に活動できるとよいという意識が強い。

今後の対応策

- ・ 子どもが意見を出す場を設定する。
- 子どもが企画を立てる際、それをフォローする「おとな」の参加も図る。

【学校に期待】

回答から見られる傾向

- ・ 学校単位での参加や活動を望む声が強い。
- ・ 教師が、子どもに参加を呼びかけたり、行事に参加することを望んでいる。
- ・ 「総合的な学習の時間」など、学校の授業・行事の一環として位置付けてもらいたいという要望が多い。

今後の対応策

・ さまざまな地域の行事を、学校行事として位置付け、そこに地域の人 が参画していく体制を作る。

【広報について】

回答から見られる傾向

- ・ 他区に住んでいる保護者をはじめ、学校を通じての広報を期待する声が多い。
- ・ 集合住宅に住んでいる人は、地域情報について回覧のみならず、さま ざまな媒体を使った広報に期待している。
- ・ 具体的な内容(行事内容や対象年齢など)まで掲載を希望している。

今後の対応策

- ・ 学校と協力して広報活動を行う。
- ・ ホームページを早期に立ち上げるなどして、あらゆる人に情報が伝わ

るようにする。

- ・ 月間・年間行事予定表、近隣地区の行事予定などを添付し、参加の計画を立てやすくするよう配慮する。
- ・ 行事の目的、具体的な内容、子どもの対象年齢、技術・安全管理について詳しく広報するよう努める。

【おとな・保護者の役割】

回答から見られる傾向

- ・ 保護者がまず主体的に参加しなくてはいけないという意識も大切、という意見が多い。
- ・ 家族で参加できる企画を望む声が多い。

今後の対応策

- ・ 保護者が行事スタッフとして参加できる機会を積極的に考える。ただし、おとなばかりが楽しむのではなく、子どもの自主性を尊重し、おとなも一緒に楽しめる行事・企画を考えていく。
- ・ 大きな催し物ではなく、通学途中の子どもに対するあいさつ・声かけ といったマナーや社会ルールを教えるなど、地域のおとなと子どもと がつながるための小さな動きを活性化させる。
- ・ 保護者同士が交流を図れる企画を設定する。

【社会参加の上で期待すること】

回答から見られる傾向

・ 様々なシチュエーションの中で、様々な人との出会いを求める声が多い。期待する内容は多岐にわたるが、社会と子どもとのつながりによって、子どもの成長に対する希望が一番強く出ている部分である。

今後の対応策

・ 具体的な対応策・実施方法となると、次項の「事業について」と重複するが、この項は、全ての事業のコンセプトとなる部分である。事業の企画・実施にあたって、保護者が何を望んで参加させているのかを常に意識しながら行っていく。

【事業について】

回答から見られる傾向

- ・ 事業については、具体的内容から実施方法まで、その要望は様々である。特に、異世代との交流や日時の設定については意見が多く、別に項目を設けることにする。
- ・ 家族で参加できる事業を望む声も強いが、保護者が共働きの家庭も多く、子どもだけでも参加できる事業を希望する意見も多い。

今後の対応策

・ これだけ多岐に渡る要望に応えるには、従来の公的プログラムでは不 十分であるので、民間ボランティアなどを含め、あらゆる情報を集め、 提供する窓口を作る。

【異世代との交流】

回答から見られる傾向

- ・ 異世代間の交流、特に子どもと高齢者との交流を望む声が大きい。
- ・ その内容・年齢層は多岐にわたる。

今後の対応策

- ・ 区内にある老人ホームや保育所等から、どのような企画が可能か、「お 手伝い」の要請があるか、などの情報を集める。
- ボランティアというレベルの高いものではなく、「ともに楽しめ、お手 伝いをする」という行事を行う。

【日時の設定】

回答から見られる傾向

- ・ 小学校編では、保護者が付き添う必要のある事業の場合、保護者の職業によって希望する曜日も時間も様々である。
- ・ 中学校編では、部活動や塾等に時間が割かれるため、参加が難しくなる現状が見える。
- ・ 小・中学校ともに、来年度実施の学校週5日制への対応を強く望む声が多い。

今後の対応策

- ・ 人気の高い行事は曜日を変えて複数回実施する、近隣地区で同じよう な行事が違う日時に行われる場合はその情報を提供する、等の対応す る。
- ・ 週休 2 日に対しては、『積極的に子どもを社会参加させる日』という意識で、事業を展開していく。

(6)分析から読み取れる問題点

以上のアンケートをまとめると、次のような問題点が浮かび上がる。

常に多くの行事が催されているが、青少年や保護者に十分に伝わっていない。

青少年関係団体間の意思疎通が不十分である。

青少年が主体となって、企画・実施・体験できるように意図された計画が 少ない。

学校週5日制を迎えるにあたり、学校からのニーズに応えられる地域体制が不十分である。

3 青少年問題協議会の構成団体に求められるもの

以上のアンケートの分析と問題点をふまえ、1年間、部会として検討してきた結果を、各団体に提言する。各団体の前向きな検討をお願いしたい。

保護司会への提言

文京区保護司会には、青少年関係団体のネットワークをはかる部会もあり、 保護者への啓発や青少年の非行防止活動の中心となってもらうことが求められる。

青少年対策地区委員会への提言

青少年問題協議会の構成団体のメンバーを広く網羅しているのは、青少年対策地区委員会である。地域の青少年育成事業は、青少年対策地区委員会に負うところが大きい。

青少年とその保護者が求める企画に柔軟に対応し、近隣地区からも参加可能な行事に対して積極的な広報を行うことが求められる。また、人的・物的な地域資源の情報も広く把握することが可能な団体である。今後一層、青少年自身が企画・運営する行事への試みにも積極的に取り組むことが求められる。

民生委員・児童委員協議会への提言

異世代交流の窓口として機能する等、青少年関係団体との一層の連携・協力が求められる。

町会への提言

町会の掲示板を青少年関連事業の広報に利用させてもらうことを強くお願いしたい。区立の小・中学校に通っていない子どもたちへの広報手段として、極めて重要である。利用に際しては、子どもたち自身で掲示したり、NPOで情報を厳選したりなど、町会負担の少ない方法で対応していきたい。

青少年委員会への提言

学校からのニーズを把握し、地域と青少年関係団体間のパイプ役とコーディネーターとして、青少年対策地区委員会等、他の団体の活動内容を把握し、情報の共有化をはかることが求められる。

体育指導委員会への提言

青少年に対する事業やおとなと青少年とが交流するような事業の拡充と、一層の指導が求められる。

区立小・中学校 Р Т А連合会への提言

PTA主催のスポーツ大会やバザーに、近所の幅広い年齢層が集まった例もある。生徒、児童だけでなく卒業生をはじめ、地域の人との情報の送受信基地として期待を寄せる。また、PTA活動の他活動することのできる人材発掘の場としても機能してもらうことも求められる。情報提供をお願いしたい。

また、学校から配布物をもらいたい、情報を流してほしいという希望はアンケート結果を見ても多い。小・中学校を通じて配布するにあたり、主催・責任主体の明確化を、学校と協議の上進めていく体制づくりが求められる。

さらにPTAには、保護者及び教師としてのニーズを発信する機能や、会員 どうしへの意識啓発を行うことなどが求められる。

東京青年会議所文京区委員会への提言

青少年のインターンシップ (仕事体験)の受け入れ先として協力してもらいたい。「総合的な学習の時間」に、区内の会社・施設で体験や実習をさせていた

だきたいという意見が出ている。特に情報や福祉・環境など進路に関する分野だと関心が高く、実習先として望まれている。また、関連事業の情報提供をしてもらうことが求められる。

都立・私立高校への提言

高校生には、小・中学生のお兄さん、お姉さんとして、指導者的役割を果たしてもらいたい。そのため、青少年対策地区委員会等の地域行事ボランティア募集等の高校生への広報にご協力願いたい。

また、インターンシップ等のニーズ発信も求められる。

区立小・中学校への提言

実際に子どもを抱える学校に対しては、特に、学校からのニーズを地域がどう受け止めることができるかを検討した。

地域が事業を行う際に、学校が何を望んでいるか、事前に打ち合わせで知ることができれば、企画段階の参考になる。また、学校においても地域の情報が不足しており、教師が知らないことも多い。連携の重要性を感じる。そのために、小・中学校で今年から始まった「学校運営連絡協議会」を発展させて、活用することを提案する。この協議会を単に地域の意見を聞くところではなく、学校からのニーズを発信する場としても位置付け、ネットワークの一環となるよう期待する。

具体的には、総合的な学習の時間に地域の人材を活用できるよう、積極的なニーズを出してもらうのが望ましい。学校からのニーズは、PTA、青少年対策地区委員会、町会、保護司会等の地域団体に持ち帰ることにより、実現されるものも多いはずである。

高校の現場からは、近くの小・中学校との関係を、特に部活動の面で連携を 求める声も出ている。たとえば、中学校のグラウンドを借りて合同練習をし、 高校生が技術指導をするなどして、交流を図ることも考えられる。

また学校は、子どもたちに対してさまざまな活動を宣伝・広報する場として 大変効果的な場である。したがって、ちらし配布や、校門前の掲示板に地域行 事コーナーをつくってもらい、掲示をしてもらうこと、さらには、教師から地 域行事への参加を呼びかけてもらうことをお願いしたい。できれば、教師の自 発的な参加も望みたい。一方、学校で行われていることも地域に分かりやすく するため、学校行事も掲示板等を利用して広報していただきたい。また、各小・ 中学校の広報誌に、地域での青少年に関する活動内容を載せるのも一つである。 家庭や地域に対する広報活動を、重点的に考えていくことを希望する。

警察署への提言

警察が行う青少年の社会活動推進事業と地域事業とのより一層の連携が求められる。また、青少年の柔剣道指導など、社会参加の一態様である事業も充実してもらいたい。

行政への提言

行政では、文京区内の私立小・中学校、国立小・中・高校に通う青少年についても、同様な社会参加が推進されるよう、配慮が求められる。さらに、子ど

もたちが、学校内の授業だけでなく、校外で体験することも非常に有意義である。しかし、子どもたちが集団で訪れることで迷惑をかけることがあるのも事実である。文京区には福祉施設や文化財が数多くあるので、気軽に受け入れてもらいたいとの意見がある。区には、積極的な橋渡しが求められる。

また、既成概念にとらわれることなく、行政内での連絡を密にし、関連団体や所管別行事のバッティングについて調整をはかったり、新たなニーズに対して、迅速で柔軟な対応をはかる等、効果的・効率的な対応が求められる。また、職員には、所管の枠をこえて地域事業に積極的に参加することが求められる。

青少年を主体としてとらえることも重要で、事業への企画、意見発表、広報活動などに青少年の立場からの運営が考えられる。たとえば、カメラワーク等 CATVの番組作りのノウハウを活用して、おとながタッチしないで企画から撮影まで子どもたちに作らせてみるなどの取り組みがあるとよい。子どもたちが作成する努力が重要なのであり、必ずしも成功しなくても失敗することも大変良い経験になる。

区報についても、青少年やその保護者に読まれるために、青少年に関する記事がすぐわかるような工夫が望まれる。

事業を行っているすべての団体への提言

アンケートの意見を見ても、実際に部会で検討していても「こんなにたくさんの事業をやっているとは知らなかった。」という意見が率直なところである。これだけ多種多様の事業をやっていて、まだ他にやるべきことがあるのだろうか、というほど事業数は多い。今までの事業のやり方や内容が、ニーズと合っていないことも考えられる。今一度考え直してみる必要があるだろう。広報の方法についても、新しい方法を模索していく必要を感じる。

行政にしても地域にしても、単なる前例踏襲でなく、どれだけ心から青少年のために積極的に取り組んだ事業を行っているかが問題である。少なくとも、動員をかけなければ成り立たないような企画は、やる必要がないのではないか。青少年が参加したい、保護者も一緒に参加したいと思う事業を考えていかなければ、意味はないのは明白である。重複しているような事業は積極的に共同実施するなど、整理していく必要があるだろう。

4 既存の組織には求められないもの(NPOの必要性)

以上のとおり、青少年問題協議会を構成する団体を中心として、部会での議論を通じて出された提言を行った。しかし、多様な価値観を持つ青少年の社会参加を推進するためには、既存の団体だけでの対応には限界があり、新たな団体の必要性を感じている。

このような団体としては、社会的認知と公的チェックの入るNPO(特定非営利法人)が適当と思われる。NPOは、その公明性と社会的信用性により、

青少年の求める事業に対する経費についても、事業収入・寄付・補助金等、柔軟に対応することが可能であろう。

次に、そのようなNPOに、どのような活動を求めるかについて述べる。

(1)ホームページ開設について

趣旨

平成14年度から始まる学校週5日制の実施により、青少年が学校以外で社会参加することの重要性がますます高まり、より機会の増加・情報の提供が求められる。そのためには、情報を集約するとともに、発信するセンターが必要となってくる。青少年への情報提供は、年代別、ジャンル別に行う必要があるが、今までの広報手段に加え、インターネットでの広報活動が、その特性を生かして、有効であると思われる。また、ホームページを開くことで、企画、運営に青少年が関わることにより、ひとつの社会参加事業としても提供できると考える。

ホームページの意義

現代社会においては、各家庭へのパソコンの普及率が一段と高まり、青少年の生活にもパソコンが浸透しつつある。中でもインターネットは、青少年の情報源として着実に認知されつつある媒体である。特に、今年度から各区立中学校で全生徒が個人別にアドレスを持って、自由にインターネットにアクセスできるようになった。そういう意味では、ホームページへのアクセスをする子どもたちの裾野が広がったと言える。

このような状況下においてホームページは、青少年の社会参加のための具体的手段のひとつとして有効であると考える。しかし、社会参加の手段として青少年がアクセスしやすいホームページは、現在のところ少ないのではないだろうか。ここに、青少年の社会参加を目的としたホームページを作成する意義がある。

内容について

青少年が進んでアクセスしてくるためには、ホームページの企画・作成・運営に青少年を取り込むことが必要であり、青少年が主体的に行うことで、青少年自身が欲するホームページを作成することができる。また、大学生が高校生を、高校生が中学生を、中学生が小学生をというように、ホームページの内容・技術的指導を行なうことにより、異年齢の青少年が関われる場ともなる。

企画参加まで行かない場合でも、ホームページの掲示板を活用することにより、青少年が発言できる場となる。保護者や教師に言いたいことのコーナーを作るなど、青少年の自由な意見・希望を聞くこともでき、保護者はホームページを見ることで、逆に自分の子どもがどんなことを考えているかが分かってくることにもなる。また、超ローカル情報や学校じまんなどを掲示して青少年どうしの情報、意見交換の場となることもできる。さらに、青少年の悩み(パソ

コン技術から心の悩みまで…)を解決するためのパソコン駆け込み寺なども考えられる。

また、学校、民間のスポーツ・文化クラブのホームページなどとリンクすれば、 地区対や行政の行事予定一覧・行事報告を掲載することで青少年へ情報を提供 することもできる。これにより、区立の学校という枠を越えて国公立や私立の 学校に通う青少年にも情報提供ができることになる。

キーワードは青少年であり、青少年の希望をかなえていくことが重要である。 ただし、青少年がパソコンという媒体を通してだけ社会参加するということは、 バーチャル世界での社会参加となってしまう恐れがある。青少年のためのホー ムページは、あくまで実際の行事(実社会)に参加してもらうことを目的とす べきであろう。

ホームページの管理について

青少年がホームページの掲示板へ自由に書き込みすることは、「参加」という 意味において不可欠なものであり、これによってアクセスも増える。また、自 由な書き込みにより、意見の表明・情報交換等の意義、またおとなにとっても 青少年を理解する上で意味がある。しかし、一部の掲示板では誹謗中傷などの 問題点も指摘されており、管理面では、専門性と十分な管理体制が必要になる だろう。

経費について

ホームページは他の媒体に比べて、コストパフォーマンスについても優れている。本来NPOは自主独立の組織であり、行政からの資金提供を前提とすべきではないという考え方もある。一方、文京区は基本構想の中で『文京区をNPOの一大拠点にしていく』としている。

このようなホームページを開設するという事業は、これからの文京区の青少年にとって必要不可欠なものである。文京区としても、従来から取り組んできた青少年の健全育成を補完する事業であること、及びNPO育成という観点から、支援していただけるものと思う。ただし、当初は維持管理経費など行政の支援を受けるとしても、将来的に自立した事業としての独立が求められる。

(2)場と機会の提供について

NPOが小・中学校の校庭開放の運営主体となり、クラブ活動以外の運動の機会を提供することもできる。例えば、学校のクラブ活動にはない種目や勝つためのスポーツではなく、楽しむためのスポーツを経験するチャンスとなる。また、空き教室やパソコン教室、音楽室等の学校施設開放の運営主体となることにより、個人の希望に沿った活動の場と機会を提供できるとともに、活動をサポートする知識を持ったおとなとの交流がはかれる。また、NPOを介し、異年齢の青少年が交流する場となり得る。

さらには、近隣の人々との協力で地域活動センターの運営(一部または全体)

を担うことにより、青少年が地元の方との交流をはかれるほか、地元で活動できる場を提供することも考えられる。

なお、場の提供については「青少年の居場所検討部会」において、詳細を検 討しているので、居場所部会の報告に検討をゆだねる。

(3)コーディネーターとしての活動について

NPOは、地域でのボランティア活動等を望む青少年と、活動の受け入れ側を結びつける役割を果たすとともに、青少年の希望する事業に対して、指導者の紹介やその他の援助を行う役割を担える。

また、「総合的な学習の時間」の実施などにより、学校も地域の情報がより必要になると思われるが、学校に協力できる会社や特技のある個人の紹介など事業のコーディネーターとして活動することも期待される。例えば、学校で部活動の技術指導ができる教員が限られているため、〇Bや地域の有志で協力してくれる人を紹介する窓口となりうる。

さらに、青少年団体に属していない人でも、青少年のやりたいことを応援する意思がある人の情報をストックすることにより、幅広く市民が参加できる場となる。

(4)青少年団体との連携と支援について

NPOが、青少年関係の事業を行う団体と団体とをつなぐ役割を果たし、ネットワーク化することができれば、 行事のバッティングを防ぐ 企画を考えている団体に、求められているニーズや成功例の方法を提示 評判のよかった行事を他の地区で実施するなどローテーションにより行事のマンネリ化を防ぐ、ことが可能となる。

ネットワーク化の基本的な考え方としては、今までの事業を整理・活用して、 新たに社会参加のための体制を「つくる」だけでなく、今までのものを「育てる」 という視点も盛り込むことが重要である。

各団体が一年を通じ、活動している事業を縦のつながりだけでなく、横のつながりに広げていくように情報の共有化を図り、他団体との意見交換の場を設けることが必要であろう。

(5)これからのあり方(NPOと行政との連携)

以上、NPOの活動について4つの提言をした。少子高齢社会、情報化時代到来の中、文京区内の青少年が社会の一員として関わっていくために、NPOがこのような機能を果たしつつ活動していくことは、多様なアプローチが求められる今後の社会において必要なことと思われる。

さらにこれからは、行政とNPOとが手を携え、その役割を補完しながら、 未来を担う青少年の健やかな成長をサポートしていく時代であろう。相互補完 することで一層の充実を図れる可能性がある『NPOと行政との連携』に、多 大な期待を寄せたいと思う。

「青少年の居場所検討部会」報告

1 青少年の居場所問題に取り組む必要性

当部会では、学校の部活動やボーイスカウト等の団体に属さず、地域行事にも積極的に参加しない、かといって家庭に安らぎの場を見出せない青少年が、自由に過ごせる場がないことや、携帯電話・メール等の普及により、人と直接会うことが少なくなっている現状から、青少年が気軽に集まれ安らげる居場所づくりが必要不可欠であると考えている。

以下、ハード・ソフトの両面から居場所づくりについて提言する。ハード面については、都市化の進んだ文京区の土地利用実態や、昨今の厳しい財政状況を踏まえつつ、今までの考え方や方法にとらわれることなく、青少年の居場所をできる限り多く確保することを目指した。またソフト面については、子どもたちの意向調査を、子どもたち自身が企画したアンケートにより実施し、その結果に分析を加え、子どもたちにとって居場所とは何か、どういう居場所が求められ、また現実化できるかを検討している。

2 今、子どもたちは何を望んでいるのか

【別冊資料2】「青少年の居場所検討部会」中学生の居場所アンケート

(1)中学生の居場所アンケートの実施

子どもたちは、部活動のない日の放課後や休日に何をしているのか、何を望んでいて、どんな所で安らいでいるのか等、子どもたちの意向を調査するため、中学生が企画し、中学生を対象としたアンケートを実施し、子どもたちの生の声を聞くこととした。

(2)何故中学生を対象としたのか

子どもは中学生頃から、肉体的、精神的に大きく変化していく。中学生を対象とした理由として、自分の意見として回答するには未熟なところがある小学生より、過去の経験をふまえて回答できる中学生が適当であること、また高校生よりは区立学校に通う区内在住者が多いことなどがあげられる。しかし将来的には年齢層を広げ、高校生を対象とした意向調査を実施していくことも考えられる。

(3)アンケートの特色

今回のアンケートは、区内中学生よりプランナーを募り、設問内容の企画・ 配布・回収・集計までを本人たちに任せている。イラストの活用や、設問を友 人に問いかけるような表現とするなど、おとなの感覚ではなく、中学生の発想をいかすことで、より回答しやすく、本音に近い意見を収集することが可能となった。また回答は選択式ではなく、自由記入欄を多く取り入れた形とし、回答も自由で幅広いものとなった。ただし、部会がアンケートに取り入れてほしい項目は盛り込んでもらった。

アンケートの配布・回収及び集計については、プランナー自身が自校の生徒 を対象として配布・回収し、プランナーによる集計結果及び分析の発表を行っ た。

【アンケート内容】

(キャッチコピー)

~ おしえて! 君らしく、自分らしくいられる、時と空間~

(設問)

学校は好き? それはなぜ?

部活に入っていない人や、部活のないときは何してるの?

新しく作るとしたら、どんな部活・サークルにしたい?

悩みがあるとき、どうしてる?

最近、叫びたくなったことあった? それはどんなこと?

どんなイベントがあったら参加してみたい?

世の中で一番落ち着くところは?

今ある場所をどう変えてほしい?

まちのなかにどんな場所がほしい?

キミの自由な意見、聞かせて!

おとなや学校、世間に言いたいこと、なんでも書いて!

キミからの主張を一言!

部活に入っていない人はどう思う?

身近でイジメがあったらどうする?

(設問 ~ は共通項目。設問 は、プランナーが個別に考えた項目)

(4)アンケート結果の分析

中学生プランナー説明会における、プランナーたちからの直接の意見や、中学生を対象とした今回のアンケート結果により、学年・性別を問わず子どもたちの生の声を多数聞くことができた。子どもたちの自由な発想により寄せられた多種多様な意見・要望を、青少年の居場所を検討していく上で、以下のように分析した。(アンケート集計結果については、別添参考資料のとおり)

(子どもたちにとって家庭・学校とは)

自分が一番落ち着け、安らげる場所が「家庭」であり、友人との時間と関係

を楽しむことのできる「学校」が好きという結果は、自然な形で大変喜ばしいことである。しかし、学校などで子どもたちは、居心地のよい環境・関係に終始してしまい、未経験のことに挑戦することや、新たな人間関係をつくること、また今までの関係を深めることについては未熟なようだ。学校生活を送る中で、一つ間違えると家庭・学校を「嫌い」になる可能性を多分に含んでおり、家庭・学校においての、おとなの柔軟な対応が必要になると考える。子どもたちが必要とする環境を整えるにあたり、新たな施設を提供し、そこを子どもたちの居場所として検討する以前に、まず今ある家庭と、学習環境である学校生活を、改めて見直すことも必要となってくるであろう。

(家庭・学校・おとなの責任)

子どもたちが、善悪や適否を判断する材料となるおとなの実像や、それに付随する社会を感じ学ぶには、保護者と学校の教職員が最も身近な対象であり、おとなはその責任と影響することの大きさを、再度自覚する必要がある。家庭や学校で、おとなが子どもたちと積極的にコミュニケーションすることの重要性を理解し、時には素直に反省することも大切である。相互理解のためにおとなも努力している様子を子どもたちに見せて、アピールしていかなければならない。

(子どもとのコミュニケーション)

空き教室などの既存施設を、目的別に有効活用することも重要ながら、それ以前に、友人や教職員とコミュニケーションできる場の確保を、今まで以上に検討・模索・実践していく必要がある。保護者や教職員が子どもたちの実態を知り、よき理解者としての信頼を得るため、より踏み込んだコミュニケーションを改めて意識し再検討することが必要と考える。

(子どもたちの要望にこたえた環境作り)

現在の子どもたちは、努力や忍耐力がなく無気力と思われがちだが、最近のオーディション流行りで、小・中・高校生が何千人・何万人と応募してくる傾向を見ると、好きなことや興味のあることには、積極的に挑戦しているように感じられる。参加したい部活動やイベントの多さを見ても、子どもたちの多様なエネルギーを受け止める場や機会がどう用意できるのか検討が必要である。また参加した子どもたちが、そこに自分の居場所を見出せることを期待する。

(アンケートの限界)

このアンケート結果を見る限り、区内の中学生はとても健全なエネルギーを もっているように思える。このエネルギーを行政として受け止めなければなら ない。但しこのアンケートには次のような限界があることを忘れてはならない。 区内中学生全員に行われたものではなく、不登校児童等の意見が含まれていな い。また、学校に対する要望ばかりに偏り、幅広い方面への要望、回答の裏側 に隠れているメンタル面の叫びを、見出すことが困難となってしまった。このアンケートを実施するに際し、問い合わせ先が文京区区民部女性青少年課になっている点などから、プランナーとして応募してくれた中学生も積極的な生徒が多く、当初ねらいとした安らぎの場を見出せない青少年ではないという、行政的アプローチの限界を感じた。今後、ホームページ上でのアンケートを実施するなど、今回反映されなかった意見をきく方法を考えていきたい。

3 新たな居場所の創設

区民が利用することのできる施設を総点検してみると、中学生や高校生の利用を中心に据えた施設が学校以外にないことに気づく。小学生までは児童遊園や児童館、図書館の児童図書コーナー等があり、高齢者層には寿会館等があり、おとな向けにも生涯学習館や区民会館等があるにもかかわらずである。

異年代が交流できるような施設利用が望ましいところではあるが、中 学生や高校生の年代の特性にふさわしい施設も必要である。そこで、現 在の文京区の土地や施設の状況に基づき、新たに青少年の居場所を創設 することを提言する。

(1)旧第四中学校跡地の利用

暫定的利用についての可能性

土地貸付期間終了後(平成16年1月31日)運送会社が使用していた舗装したままの土地は、本格的なスポーツはできないが、ネットフェンス・防球ネットが設置されているので、30n3のコートを塀に設置したり、スケボーなど体を動かせる空間として利用できる。しかし、照明設備がないため利用は日中に限られ、門の開閉など管理上の問題が生じる。地元の地域団体あるいはNPOが管理して開放し、ニーズに応じたスポーツ指導のボランティア等を配置することが望ましい。

未舗装部分については、社会体育課の管理で、登録団体への貸付を予定している。スポーツ団体等の組織に属していない青少年のために、平日の放課後から日没までと、登録団体利用の少ない曜日・時間限定で開放してもらいたい。

恒久的利用についての可能性

多様な層の区民が、何でもできる広場として使用されることになっている。青少年の利用できるオープンスペースとして貴重なものになると考える。また、敷地内の管理棟の一部は青少年の居場所として開放してもらいたい。この時に重要な点は、青少年もまた区民として、利

用形態や管理棟建設の基本計画に区民参画させるべきということである。自分たちが参画して自主的に決めたものについて、青少年自身も 責任を持って、自主運営ができるようなシステムを期待する。

(2)中・高校生向けのモデルとなる児童館創設

中・高校生向けの児童館のモデルとして、まず一館、区内に整備することを 提言する。整備にあたっては、利用対象者である中学生・高校生の年代にいる 青少年中心に、どのように利用したいか、何が必要か、どのような管理形態に したいか等、十分な検討を重ねるべきである。また、可能な限り、自主運営部 分を多くして、青少年の自主性を育てる居場所となることが望ましい。

旧元町小学校の恒久的利用を検討する際には、この提言内容も利用形態の一つとして取りあげていただくようお願いする。

4 既存施設の活用

公共施設は、その設置目的に添った使用がもとめられること、また所管部署の責任範囲内での使用しか認めない傾向が強いこと等により、これまである程度限定的な利用をしてきたものが多い。公共施設は原則として、オープンな使用をされるべきと考える。また、青少年の日常的な生活圏内で、居場所となり得る場所を確保するために、より柔軟な利用の可能性を考えていかなければならない。

以下、部会で検討してきた既存の公共施設を中心に、利用拡大に向けた 提言をする。

(1)学校施設の利用

小学校施設の現状

校庭開放は当該校の児童と限定されている。

校庭開放の管理は学校によって異なる。校庭開放の管理をPTAの他に、高校生アルバイトに協力してもらっているところもある。PTAは顔見知りの子どもたちなら管理するが、知らない子の管理までは無理ではないか。

中学校施設の現状

放課後の体育館や校庭は部活で使われている。特に体育館は部活で占有されていて、部活ごとの利用時間が決まっているため、クラブ員でも一旦帰宅してから、再登校して行っている状態にある。また部活後の体育館は、施設開放として地域団体に貸出をしている。そのうち週2日間はスポーツ開放を実施し、種目を定めて個人に無料開放している。区内在住・在勤・在学者であれば誰でも利用できるが、生徒の参加は少ない。

学校施設の利用についての可能性

「勝つためのサークル」だけでなく、「スポーツを楽しむためのサークル」として、おとなと子どもが一緒に活動できる場をつくる。中学校の校庭や体育館は、部活動の予定でいっぱいという現状である。部活に所属していない子どもたちのためにも、小学校の校庭や体育館を、小学生の利用を妨げない形で、中学生も利用できるよう利用枠を緩める。

土・日の学校利用をスポーツのみならず、文化活動を支援する場として学校施設を開放する。モデル的に、PTAや地域運営委員会等の管理で、パソコン教室を行ったり、バンドなどの練習に音楽室の開放を行ってみる。

空教室を利用してテーブルと椅子程度の設備で談話室を作ったり、学校の構造で可能なところでは、玄関前のオープンスペースなどおとなの目が届くところで談話コーナーを設けてみる。

NPOが学校施設の使用管理の受け皿となることも考えられる。運営の面では、NPOが公募や地域の高校生・大学生などに声がけし、体育指導などスポーツを得意とする人材や、その他得意分野を持つ地域の人をボランティアとして活用し、様々な年代が交流できる場として、利用の可能性を拡大していくのも一つの方法である。

(2)児童館の利用

児童館の現状

現在児童館の利用対象者は小学校6年生までとなっているが、児童館OBの中学生が体育指導をするなどボランティア的な活動が、お互い良い関係をつくっているところもある。

児童館によっては、中・高校生が毎日のようにやってきて、屋上でバスケットの試合をしているところもある。小学生の保護者も、初めはトラブルを心配して監視していたが、2~3ヶ月経つ頃は、時々家まで彼らに小学生を送ってもらっているなどの信頼関係も生まれてきた。

平成13年度全児童館にパソコンを導入。現に、中・高校生がパソコンを利用しにきているところもみられる。将来的には全館をネットワークで結び、中・高校生の利用者を増やすきっかけを作っていくことになっている。

利用についての可能性

中・高校生が利用する側でなく、例えば、バスケットなどスポーツ指導や、パソコン指導など、小学生以下の子を指導する側で児童館に来ることも考えられる。

(3)図書館の利用

図書館の現状

中学生の図書館利用が減ってきている。その原因の一つには、制服で立ち寄ることが道草と見られる風潮がある。

中学生が調べ物をしたり、ちょっとした息抜きの場として「ジュニアコーナー」設けているが、十分に活用されていない現状にある。また、高校生・大学生などは一般のコーナーを利用しているが、図書館施設として、調べ物をしたい時のスペース(椅子・机)が少ないという意見もある。

利用についての可能性

中・高校生に対して行っている、図書館の利用PRをさらに積極的に進める必要がある

学校側からも、将来にわたる生涯学習の場として利用を勧めてもらいたい。

(4)地域活動センターの利用

地域活動センターの設置目的及び設備

旧出張所のスペースに設置される地域活動センターは、次の地域活動支援事業を行う。

- ア 地域活動団体への支援及び連絡に関すること
- イ 地域広報及び相談に関すること
- ウ 区民会館の使用など管理運営に関すること
- エ その他区長が必要と認めた事項

各センターの従事職員は原則2名で、事務スペースは狭くして、地域に開放するオープンスペースを広く取り、ミーティング等ができるようにテーブルと椅子を配置することにしている。当面は、町会・自治会・青少年対策地区委員会・赤十字・消防団等の活動支援を予定しているが、将来的には、NPOやボランティア団体等も検討していくことになっている。

利用についての可能性

従来、地域コミュニティーの一員として青少年を含めて考えることは少なかった。しかし、既存の地域活動団体にメンバーの固定化、高齢化等の問題が顕在化した現在、これらの団体と青少年の接点をできるだけ多くして、世代間の交流を図りながら、地域活動を活性化していく必要がある。

そのために、従来型の地域活動団体が主に活動する時間帯を避けて、青 少年が自主的に立ち寄って、地域情報に触れる場所として位置づけるこ とを提言する。また、地域のおとなの利用時間と棲み分ける方法として、 学校の放課後~午後7時の使用なども考えられる。

(5)教育センターの利用

教育センターの現状

教育センターは、もともと学校ではできない理科教育などを行う場として利用されていたが、各学校での設備が整ってきたため、理科の移動教室的な機能は、必要性がなくなってきた。その代わりに、教育委員会で施設利用の大幅な見直しが進められている。

現在貸し室としての利用状況は、2階の研修室及び3階の視聴覚室は、 平日夜間、土日は一般開放し、社会教育団体は5割減額で利用している。 視聴覚室は現在も利用率が高い。また、地階のコンピューター教室を、 一般向けの講座で使用している。

利用についての可能性

文科系の活動の場としての利用法が期待できる。

利用しなくなった教室や視聴覚室などを、バンド活動グループに低料金で貸し出す。

NPO等、行政以外の団体が主体となって、定期的に学校教育の枠をこえたフリーの科学教室を開催し、小学生に高校生・大学生のボランティアが教えるなど、異世代交流の場とする他、パソコン教室を開催し、パソコンに強い青年ボランティアを活用する。

(6)勤労福祉会館の利用

施設利用の見直し

運営形態を公社委託から区直営にするとともに、施設の一部について、 勤労福祉会館以外に転用する可能性を検討している。

利用についての可能性

1階部分が事務室に近く、おとなの目が届きやすいことを考慮して、青少年がいつでも立ち寄れる場として開放するのが望ましい。また、このスペースにパソコンを設置し、NPOでの青少年のためのHP利用が可能なものとする。さらに、フリースペースとして利用する時間帯以外には、小学生に英会話を教えるなど、青少年のボランティアを活用して、地域との関わりがもてる場となる企画をする。ボランティアについては、NPOより募集・提言してもらう。

(7)その他既存施設等の利用

文京区には児童遊園は多いが、野球・サッカーなどが禁止されているところがほとんどである。野球用のネットで囲う、バスケットゴール(3 on3用)を設置するなど、もっと多目的な利用が可能で、中・高校生向きの公園・広場を提言する。

「神田川沿い(江戸川橋~水道橋付近)の敷地や、区内の崖などに植物

(つたなど)を植えて育てる」「高速道路の柱をペイントする」など、目に見えて達成感のあることを、中・高校生たちにやってもらう。自分たちで作り上げたことで、本人たちの居場所的空間にもなり、町会などとの交流もでき、社会参加にもつながる。

東京ドーム周辺の一部スペースを借りて、ストリートライブの場所や、3 o n 3 のコートを作ってもらうなど、民間企業への協力をNPOより依頼する。

1日だけ、公共施設を青少年が無料で利用できる日を作る。管理は、NPOに受け皿となってもらい、自主管理とする。

学校帰りに図書館等の公共施設へ立ち寄ることを規制しないよう要望する。

5 心の居場所が持てるように

中学生の居場所アンケートの結果をみても、青少年は主として家庭や学校を居場所としているが、それは単に物理的な場所の意味にとどまらず、家族や友人、教師等自分を取り巻く人々との関係を含んだものである。その人間関係に問題が起きたときに、立ち直っていく機会をできるだけ多く提供することが求められている時代である。以前は保護者や教師のように青少年と直接関係する人以外に、親戚のおじさんやおばさん、近所で親しいおとなが、相談相手や仲介をしてくれたが、現代はそういう相談機能が失われつつある。それに代わる身近な相談場所があれば、どこにも居場所がないという状態を防げると考えるからである。以下、何点か提言をする。

(1)スクールカウンセラーの利用

スクールカウンセラーは徐々に定着しつつあり、カウンセラーからも積極的に子どもたちに接するようになってきた。しかし、まだどの子も、カウンセラーに対して気軽に声をかけられる状態とは言いがたい。そこで、カウンセリング予約時間以外をオープンにし、いつでも入れて、友達同士おしゃべりをしたり、おとなとしてカウンセラーがいて、些細なことでも気楽に相談できる場としてほしい。また、NPO等の民間団体が管理主体となって、相談役となる土日専用のカウンセラーを起用し、当該校以外の子どもも、ふらっと立ち寄っておしゃべりができる場とすることが望ましい。

(2)ホームページ上の相談コーナー

実際に悩みがあるときに、どこに相談してよいのかわからなく、また高校になるとスクールカウンセリングを導入しているところは少ないのが実態のようである。カウンセリングの窓口を学校にこだわることなく、それ以外に教育色の匂わないところと考えると、NPOを含めて、ホームページ上で各相談窓口

の紹介や、直接相談窓口を開設するのも良い方法だと考える。ホームページの中で「こんな悩みはここ」などのようなチャートを作成すれば、メールなどのほうが青少年の本音が聞けるだろう。NPOでカウンセラーの選定をすれば、カウンセリングボランティアの実践の場ともなりうる。また青少年の悩みは、同世代に相談することも一つと考えると、おとなの感覚とは違う高校生のカウンセラーも活用できるだろう。

おわりに

青少年の社会参加や居場所を考える時、おとなが青少年を取り巻く環境に対し問題意識を持ち、青少年の健やかな成長を熱心に願うことが基本である。子どもの自主性が育ち、自己実現が可能になるには、管理された場所やものを与えるだけではなく、様々な経験を積み重ねることにより自分なりの判断力を養うことが必要である。しかし、現実には我々おとなは子どもたちの自主的な行動をどこまで許容できているだろうか。子どもたちの言動や要求を自己規制させてしまってはいないだろうか。そういう反省も込めて、保護者や学校、地域社会、行政が青少年の自主性を活かせる場をできるだけ多く作っていくことを心がけてほしいと切に願うものである。

両部会とも多くの提言をしたが、その基となった保護者の「青少年の社会参加」に対する意向調査結果や中学生の居場所アンケート結果は、保護者や中学生の生の声を把握できる貴重なデータとなっている。青少年の健全育成に関わる諸団体においては、この調査結果をそれぞれの事業に活かしていただければ幸いである。

また、ご賛同いただいた提言については、経過を報告いただく等、青少年問題協議会において継続的に検討をお願いしたい。この報告が報告だけで終わるのではなく、提言の一つ一つが確実に実現されていくことこそ、意味があると考えるからである。

参考資料

東京都文京区青少年問題協議会条例

[昭和31年3月19日 条例第5号] 改正 昭和46年7月13日 条例第19号 平成12年12月8日 条例第64号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により、東京都文京区に、区長の付属機関として、東京都文京区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき区長が委嘱し、又は任命する委員45 人以内をもって組織する。

一 区議会議員9人以内二 学識経験者26人以内三 関係行政機関の職員7人以内四 区の職員3人以内

(委員の任期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

- 第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の 職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

東京都文京区青少年問題協議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都文京区青少年問題協議会条例(昭和31年3月文京区条例 第5号。以下「条例」という。)第7条の規定により、東京都文京区青少年問題協議会 (以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (委員)

- 第2条 条例第2条第3号に規定する関係行政機関の職員は、管内警察署長、巣鴨少年 センター所長及び区立小・中学校校長代表の職にある者とする。
- 2 条例第2条第4号に規定する区の職員は、次の各号に掲げる職にある者とする。
 - 一 教育委員会教育長
 - 二 区民部長

(協議会)

- 第3条 定例協議会は、毎年1回定例的に又は必要に応じ招集する。
- 2 委員が協議議題を提出しようとするときは、件名、提出理由その他必要資料を協議会開催7日前までに、区民部女性青少年課に送付しなければならない。

(幹事会)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、協議会の効率的な運営を図るため、必要事項の調査研究を行う。
- 3 幹事会は、別表一に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事は、区長が委嘱し、又は任命する。
- 5 幹事長は、区民部長の職にあるものとし、幹事会を総括する。

(部会)

- 第5条 幹事会に現状の問題点や緊急課題について調査研究を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は、幹事長が幹事の中から指名する。
- 3 幹事長は、必要があると認めたときは、専門的知識等を有する者を部会に出席させ、 意見を聴き、又は助言を受けることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び部会の事務局は、区民部女性青少年課に設置し、関係事務 を処理する。

部会員名簿

【青少年の社会参加検討部会】

役名	Ħ	名	委員選出機関・団体名
部会長	加藤	良彦	青少年委員会
	大沢	紘子	青少年対策地区委員会
	亀谷	卓夫	保護司会
	舩田	幸男	民生委員・児童委員協議会
	田嶋	弘一	区立小学校PTA連合会
	小山	善也	区立中学校PTA連合会
	石鍋	眞理子	区立小学校教諭
	藤本	晋哉	都立高等学校教諭
	根岸	永福	文京区教育委員会指導室長
	鈴木	高治	文京区生涯学習部真砂図書館長
	藤田	惠子	文京区区民部女性青少年課長

【青少年の居場所検討部会】

役名	氏名	委員選出機関・団体名
部会長	鮫島 明良	区立小学校PTA連合会
	鷲尾 常江	青少年対策地区委員会
	會田 勲	保護司会
	稲本 浩一	民生委員・児童委員協議会
	根本純	区立中学校PTA連合会
	熊谷 ひろみ	青少年委員会
	三浦 功雄	区立中学校教諭
	面高 信一郎	私立高等学校教諭
	佐藤 直樹	文京区福祉部児童課長
	青山 忠司	文京区教育委員会学務課長
	伊東 邦夫	文京区生涯学習部社会体育課長
	藤田 惠子	文京区区民部女性青少年課長

「青少年の社会参加検討部会」検討の経過

開催日時	会議種別	主な協議内容等								
平成12年 12月22日(金)	第1回検討部会	・「社会参加」について共通認識を得るためのフリートーク ・部会長選出								
平成13年 1月22日(月)	第2回検討部会	・検討部会の今後の進め方について ・部会の担う役割について ・青少年問題協議会構成団体の「社会参加」推進事業を調査することを決定 ・社会参加の機会となっている一般団体のリストを出すことを決定								
2月23日(金)	第3回検討部会	・青少年問題協議会構成団体の「社会参加」推進事業について ・社会参加の機会となっている一般団体のリストについて ・検討テーマの決定 (1)学校からのニーズを受け止めていける地域体制を考える (2)広報の問題について (3)青少年の健全育成に関わる団体のネットワーク化について ・検討テーマについて、事前に分担して課題を検討してくることを決定								
3月28日(水)	第4回検討部会	・学校からのニーズ、受け止める地域体制について ・広報の問題について ・団体のネットワーク化について ・青少年自身の企画・運営について ・青少年のニーズを把握するために、保護者へのアンケートを行うことを決定								
4月18日(水)	第5回検討部会	・アンケート(案)について ・集計にあたって、統計の部分は各学校PTAに集計を依頼することを決定 ・中学生、高校生の社会参加活動(学校外の活動)を進めることについて								
	2日(水)	・アンケートを各学校に配布								
	8日(火)	・全児童、全生徒へアンケート用紙を配布								
	4日(月)	・アンケート締め切り(回収予備日~5月18日(金))								
5月21日()	月)~31日(木)	·各学校PTAにて集計								
5月28日(月)	第6回検討部会	・アンケートについては、7月の青少年問題協議会で中間報告することを決定・自由意見部分と分析、総合意見については最終報告で行うことを決定・団体のネットワーク化を具体的に進めるためにすべきことについて・広報の具体的方策について・ホームページを立ち上げるにあたって								
6月15日(金)	第7回検討部会	·アンケートについて ·中間報告(案)について								
6月29日(金)	平成13年度第1回書	青少年問題協議会幹事会								
7月11日(水)	平成13年度第1回書	青少年問題協議会								
7月25日(水)	第1回合同部会	・幹事会、青少年対策本部、青少年問題協議会の報告								
9月18日(火)	第8回検討部会	・中間報告を受けた区側の対応について報告・ホームページ開設の受け皿について・ホームページについて・NPO立ち上げについて・アンケート自由意見集計結果について								
10月12日(金)	第9回検討部会	・アンケートの分析について ・ホームページについて								
11月6日(火)	第10回検討部会	·アンケートの傾向と対策 ·最終報告に向けて、各団体に対する提案項目について								
11月30日(金)	第11回検討部会	·最終報告の構成について ·最終報告に向けて、各団体に対する提案項目について								
12月13日(木)	第12回検討部会	・最終報告(案)について								
平成14年 1月7日(月)	第2回合同部会	・最終報告(案)のすり合わせ								
,	平成13年度第2回書	『少年問題協議会幹事会								
2月6日(水)	平成13年度第2回書	青少年問題協議会								

「青少年の居場所検討部会」検討の経過

	ドの居場所検討部分	
開催日時	会議種別	主な協議内容等
平成12年 12月14日(木)	第1回検討部会	・青少年の居場所問題について共通認識を得るためのフリートーク ・中学生の意向調査(アンケート)の実施について ・検討部会の今後の進め方について ・部会長選出
平成13年 1月18日(木)	第2回検討部会	・中学生の意向調査の実施方法・対象等について ・児童館と中・高校生との関わり方の現状について ・クラブ活動の現状について ・区内既存施設の活用の可能性について
2月21日(水)	第3回検討部会	・中学生の意向調査を、中学生プランナーを募集し実施することで決定 ・中学生プランナーの募集を、区報・ポスター・チラシ等により行うことで決定 ・区内既存施設の現状・利用状況についての把握 (児童館・学校・図書館・女性センター等) ・区内既存施設の利用方法の改善可能性について
3月22日(木)	第4回検討部会	・中学生の意向調査について、実施内容の決定 (プランナー応募方法・調査時期・調査対象・調査規模 キャッチフレーズ等について決定)
4月17日(火)	第5回検討部会	・中学生プランナー募集チラシの内容及び配布先の決定 ・区内既存施設の活用の可能性について(小・中学校・児童館) ・その他施設の利用方法の改善・提言について ・心の居場所について
区等	報4月25日号	・中学生プランナー募集記事を掲載(応募締め切り5月16日) ・その他チラシ・ポスターを区内中学校・区内公共施設・町会等に送付
5月15日(火)	第6回検討部会	・中学生プランナー募集状況について ・中学生プランナー説明会の開催について(当日の進行等について) ・青少年問題協議会本会への中間報告のついて ・区内既存施設の活用の可能性について (スポーツセンター・出張所・旧第四中学校跡地・図書館・教育センター等)
6月2日(土)		・中学生プランナーに対し今回のアンケートの趣旨・実施方法の説明 ・居場所に関連するテーマごとにフリートーク ・アンケートで聞いてみたいことを検討
6月13日(水)	第2回 中学生プランナー説明会	・アンケート内容(設問項目)の決定
6月19日(火)	第7回検討部会	・中学生プランナーの経過報告 ・中間報告の形式及び社会参加部会との検討項目のすり合わせについて ・区内既存施設の活用の可能性について
6月29日(金)	平成13年度第1回青少年	問題協議会幹事会
7月7日(土)	中学生サミット	・中学生サミットにて、参加者にアンケートを配布、その場で回答してもらう
7月11日(水)	平成13年度第1回青少年	問題協議会
7月25日(水)	第1回合同部会	・幹事会、青少年対策本部、青少年問題協議会の報告
	7月~8月	・中学生プランナーが各自アンケートの配布・回収・集計を行う
9月9日(日)	中学生意向調査 集計結果報告会	・中学生プランナーが各自集計したアンケート結果の報告
9月25日(火)	第8回検討部会	・NPO設立準備委員会について ・青少年のためのホームページ開設について ・中学生プランナーアンケート集計結果の分析
10月15日(火)	第9回検討部会	・「高校生しゃべり場」実施において、部会からの要望 ・中学生意向調査の分析 ・中間報告で取り上げた既存施設の活用についてどこまで踏み込むか 今後の部会の方向性について
11月12日(月)	第10回検討部会	・区内既存施設の活用の可能性について (勤労福祉会館・旧第四中学校跡地・学校等)
11月26日(月)	第11回検討部会	・区内既存施設の活用の可能性について(教育センター) ・最終報告の形式について
12月17日(月)	第12回検討部会	・最終報告(案)について
平成14年 1月7日(月)	第2回合同部会	・最終報告(案)のすり合わせ
1月22日(火)	平成13年度第2回青少年	
2月6日(水)	平成13年度第2回青少年	問題協議会